

余市町立東中学校部活動指導方針

1 部活動の基本的な考え

- (1)部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、人格の向上、体力の向上や健康の増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、計画的に実施する。
- (2)全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら学校全体の教育活動として、適切な運動部活動運営を図っていく。

2 国・道・町の動向

- (1)運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(スポーツ庁 平成 30 年 3 月)
- (2)文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(文化庁 平成 30 年 12 月)
- (3)学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』(北海道教育委員会平成 30 年 3 月)
- (4)道立学校に係わる部活動の方針(北海道教育委員会 平成 31 年 1 月)
- (5)余市町立学校における働き方改革アクション・プラン(余市町教育委員会 平成 30 年 6 月)

3 運動部活動に向けての本校の活動方針

- (1)合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ①体罰や暴言等の禁止
- ②科学的見地等から顧問の理解と正しい知識の習得
- ③PDCA サイクルの実施と工夫改善
- ④部活動顧問の役割

【管理面】

- ・活動前後における生徒の健康観察
- ・管理職、担任、養護教諭との情報共有と怪我等の場合の保護者への連絡・連携
- ・管理職への連絡体制
- ・活動用具や練習場所の安全点検

【指導面】

- ・活動目標、指導方針、出場試合、練習内容や方法についての生徒、保護者への伝達
(各部活動ごとに保護者会を設置)
- ・生徒、保護者とのコミュニケーション
- ・顧問と部長、副部長等とのコミュニケーション
- ⑤熱中症事故の予防(道教委および町教委の指針に準じる)

- (2)部活動の適切な活動時間・休養日の設定

①活動時間

- ・平日 2 時間程度
- ・休業日及び長期休業中は 3 時間程度とする

②休養日

- ・週 2 日(原則平日 1 日、土日 1 日)休養日を設定する

長期休業中は学期中に準じた取り扱いとする

※休養日に大会への出場又は練習試合等がある場合は、他の日に振り替える。

③学校閉庁日

- ・夏季休業中 8 月 13 日～8 月 15 日
- ・冬季休業中 12 月 29 日～1 月 3 日

④活動期間と活動時間(長期休業日を除く)

- ・4 月から 9 月末までは 18 時 30 分まで
- ・10 月から 3 月末までは 17 時 30 分まで

- (3)月の活動計画について

- ・各部顧問は月末までに翌月の活動計画を職員、生徒・保護者に配布する。

付則

令和元年 5 月 1 日策定

令和元年 6 月 1 日実施